

# 「群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」の一部改正(案)について

環境森林部廃棄物・リサイクル課

## 1. 改正の趣旨

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「細則」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関し、同施行令又は同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めたものです。

今回、（特別管理）産業廃棄物運搬実績報告書及び同処分実績報告書に関する規定について見直しを行い、実態に即した運用とするために改正を行うものです。

## 2. 改正の内容

### （１）（特別管理）産業廃棄物収集運搬実績報告書の提出頻度の変更（細則第19条第2項）

同報告書の提出頻度を「毎年」から「5年に1度」に改めます。

※ 同報告書の提出については、附則にて、平成23年4月1日から当分の間適用されないこととされていますが、今回の改正に併せ、同附則を削除する予定です。

### （２）（特別管理）産業廃棄物収集運搬実績報告書及び同処分実績報告書の様式の変更

現在の電子申請用の様式の一部体裁を整え、新たに報告様式と規定します。

※ 経過措置として、当面の間、改正前の様式による提出も可能とします。

## 3. 改正規則の施行日

平成31年4月1日（予定）